

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年4月7日提出
【計算期間】	第6期中(自 2022年7月9日至 2023年1月8日)
【ファンド名】	東証マザーズE T F
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
【電話番号】	03-5208-5211
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

1【ファンドの運用状況】

【東証マザーズETF】

以下の運用状況は2023年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	14,993,598,134	100.00
合計(純資産総額)		14,993,598,134	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	14,997,752,000	100.03

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2018年 7月 8日)	2,881	2,881	779	779	776
第2計算期間末 (2019年 7月 8日)	2,242	2,242	701	701	696
第3計算期間末 (2020年 7月 8日)	1,320	1,320	777	777	771
第4計算期間末 (2021年 7月 8日)	3,713	3,713	895	895	890
第5計算期間末 (2022年 7月 8日)	18,814	18,814	528	528	524.6
2022年 1月末日	10,530	—	585	—	587.6
2月末日	12,021	—	560	—	560
3月末日	17,106	—	611	—	610.2
4月末日	15,876	—	536	—	537.7
5月末日	17,511	—	518	—	517.9
6月末日	18,238	—	512	—	508.8
7月末日	18,187	—	556	—	553.7
8月末日	17,436	—	573	—	568.1
9月末日	13,500	—	539	—	539
10月末日	14,482	—	578	—	575.2
11月末日	16,060	—	614	—	613.4
12月末日	14,338	—	566	—	563.6

2023年 1月末日	14,993	—	602	—	596.9
------------	--------	---	-----	---	-------

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	0.0000
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	0.0000
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	0.0000
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	0.0000
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	0.0000
当中間期	2022年 7月 9日～2023年 1月 8日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	22.10
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	10.01
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	10.84
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	15.19
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	41.01
当中間期	2022年 7月 9日～2023年 1月 8日	5.68

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【東証マザーズE T F】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	3,800,000	100,000
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	1,700,000	2,200,000
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	1,600,000	3,100,000
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	10,760,000	8,310,000
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	41,520,000	10,060,000
当中間期	2022年 7月 9日～2023年 1月 8日	1,100,000	11,390,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2022年 7月 9日から2023年 1月 8日まで）の中間財務諸表について、P w Cあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【東証マザーズ E T F】

（１）【中間貸借対照表】

	（単位：円）	
	第5期 (2022年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2023年 1月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,963,525,023	13,053,881,550
派生商品評価勘定	243,355,190	-
前払金	38,720,210	1,622,429,200
差入委託証拠金	1,625,214,000	1,021,384,000
流動資産合計	18,870,814,423	15,697,694,750
資産合計	18,870,814,423	15,697,694,750
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,615,400	1,504,577,200
未払受託者報酬	4,111,391	4,364,078
未払委託者報酬	37,002,388	39,276,580
未払利息	3,810	16,135
その他未払費用	8,606,753	9,286,251
流動負債合計	56,339,742	1,557,520,244
負債合計	56,339,742	1,557,520,244
純資産の部		
元本等		
元本	35,610,000,000	25,320,000,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	16,795,525,319	11,179,825,494
（分配準備積立金）	139,820,389	139,820,389
元本等合計	18,814,474,681	14,140,174,506
純資産合計	18,814,474,681	14,140,174,506
負債純資産合計	18,870,814,423	15,697,694,750

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 (自 2021年 7月 9日 至 2022年 1月 8日)	当中間計算期間 (自 2022年 7月 9日 至 2023年 1月 8日)
営業収益		
受取利息	64,705	161,534
派生商品取引等損益	1,701,067,660	1,036,907,590
営業収益合計	1,701,002,955	1,037,069,124
営業費用		
支払利息	661,266	3,782,390
受託者報酬	1,581,123	4,364,078
委託者報酬	14,230,043	39,276,580
その他費用	2,520,483	9,286,251
営業費用合計	18,992,915	56,709,299
営業利益又は営業損失（ ）	1,719,995,870	980,359,825
経常利益又は経常損失（ ）	1,719,995,870	980,359,825
中間純利益又は中間純損失（ ）	1,719,995,870	980,359,825
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	436,502,346	16,795,525,319
剰余金増加額又は欠損金減少額	520,640,000	5,065,740,000
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	520,640,000	5,065,740,000
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,419,100,000	430,400,000
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,419,100,000	430,400,000
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	4,054,958,216	11,179,825,494

(3) 【中間注記表】
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
----------------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第5期 (2022年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2023年 1月 8日現在)
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額	期首元本額 4,150,000,000円 期中追加設定元本額 41,520,000,000円 期中解約元本額 10,060,000,000円	期首元本額 35,610,000,000円 期中追加設定元本額 1,100,000,000円 期中解約元本額 11,390,000,000円
2. 受益権の総数	35,610,000口	25,320,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 16,795,525,319円	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額 11,179,825,494円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。
(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期 (2022年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2023年 1月 8日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 該当事項はありません。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 「中間注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 同左

項目	第5期 (2022年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2023年 1月 8日現在)
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
 該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）
 取引の時価等に関する事項
 (株式関連)
 第5期（2022年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	18,577,178,210	-	18,813,918,000	236,739,790
合計		18,577,178,210	-	18,813,918,000	236,739,790

当中間計算期間末（2023年 1月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	15,646,817,200	-	14,142,240,000	1,504,577,200
合計		15,646,817,200	-	14,142,240,000	1,504,577,200

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
 このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（ 1 口当たり情報に関する注記）

第5期 (2022年 7月 8日現在)	当中間計算期間末 (2023年 1月 8日現在)
1口当たりの純資産額 528円	1口当たりの純資産額 558円

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

資本金の額等（2023年1月末現在）

資本金 370百万円
発行する株式の総数 12,000株
発行済株式の総数 7,400株
直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
- ・委託会社が運用する証券投資信託は2023年1月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	69	617,421
単位型株式投資信託	41	121,071
単位型公社債投資信託	4	6,380
合計	114	744,872

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（自2021年4月1日 至 2022年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

- 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
 中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2022年4月1日 至 2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(資産の部)					
流動資産					
1 現金・預金			6,336,550		3,898,319
2 直販顧客分別金信託			100		100
3 前払費用			16,404		17,430
4 未収委託者報酬			458,959		413,031
5 未収運用受託報酬			2,076,525		763,121
6 未収投資助言報酬			12		1,814
7 未収還付法人税等			-		52,993
8 未収還付消費税等			-		55,406
9 その他			106,129		129,185
流動資産計			8,994,681		5,331,401
固定資産					
1 有形固定資産			19,092		13,296
(1)建物付属設備	*1	8,044		*1	4,998
(2)器具備品	*1	11,048		*1	8,297
2 無形固定資産			652		652
(1)電話加入権		652		652	
3 投資その他の資産			108,138		103,397
(1)投資有価証券		31,316		28,963	
(2)長期差入保証金		74,702		73,135	
(3)長期前払費用		2,119		1,298	
固定資産計			127,882		117,345
資産合計			9,122,564		5,448,747

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 (2021年3月31日現在)		当事業年度 (2022年3月31日現在)	
		金 額		金 額	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			75,413		97,104
2 未払金			2,069,638		1,567,182
3 関係会社未払金			4,950		5,112
4 未払費用			26,643		29,883
5 未払法人税等			1,399,572		-
6 未払消費税等			393,431		-
7 前受金			24,392		21,590
流動負債計			3,994,040		1,720,873
固定負債					
1 資産除去債務			25,137		25,382
2 繰延税金負債			696		641
固定負債計			25,833		26,023
負債合計			4,019,874		1,746,896
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			370,000		370,000
2 利益剰余金					
(1)利益準備金		92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		4,639,448		3,240,213	
利益剰余金計			4,731,948		3,332,713
株主資本計			5,101,948		3,702,713
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			742		863
評価・換算差額等計			742		863
純資産合計			5,102,690		3,701,850
負債・純資産合計			9,122,564		5,448,747

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）		当事業年度 （自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日）	
		金 額		金 額	
営業収益					
1 委託者報酬		6,000,778		4,257,570	
2 運用受託報酬		3,748,014		2,418,146	
3 投資助言報酬		10		5,415	

4 その他営業収益	21,253	9,770,057	180,444	6,861,576
営業費用				
1 支払手数料	170,590		154,091	
2 調査費				
(1)調査費	44,486		53,797	
(2)委託調査費	183,688		117,540	
3 委託計算費	20,636		28,330	
4 通信費	3,909	423,311	4,204	357,964
一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,352,600		1,713,300	
(2)給料・手当	377,011		402,317	
(3)賞与・退職金等	1,994,191		1,474,079	
2 交際費	6,333		9,183	
3 旅費交通費	1,116		1,535	
4 業務事務委託費	13,087		14,382	
5 租税公課	97,164		63,587	
6 不動産賃借料	112,516		114,419	
7 固定資産減価償却費	7,888		9,002	
8 諸経費	*1 200,159	4,162,069	*1 231,894	4,033,702
営業利益		5,184,676		2,469,909
営業外収益				
1 受取利息	141		207	
2 為替差益	20,861		16,962	
3 受取配当金	1,560		600	
4 投資有価証券売却益	0		-	
5 その他の営業外収益	682	23,245	200	17,969
営業外費用				
1 投資有価証券売却損	-		335	
2 その他の営業外費用	180	180	2	338
経常利益		5,207,742		2,487,541
特別損失				
1 固定資産除却損	109	109	0	0
税引前当期純利益		5,207,633		2,487,541
法人税、住民税及び事業税	1,508,465		686,411	
法人税等調整額	221	1,508,244	360	686,771
当期純利益		3,699,388		1,800,769

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越 利益剰余金				

当期首残高	370,000	92,500	1,790,060	1,882,560	2,252,560	3,965	2,248,595
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	850,001	850,001	850,001	-	850,001
当期純利益	-	-	3,699,388	3,699,388	3,699,388	-	3,699,388
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	4,707	4,707
当期変動額合計	-	-	2,849,387	2,849,387	2,849,387	4,707	2,854,095
当期末残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	370,000	92,500	4,639,448	4,731,948	5,101,948	742	5,102,690
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	3,200,004	3,200,004	3,200,004	-	3,200,004
当期純利益	-	-	1,800,769	1,800,769	1,800,769	-	1,800,769
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	1,605	1,605
当期変動額合計	-	-	1,399,234	1,399,234	1,399,234	1,605	1,400,839
当期末残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	863	3,701,850

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

（1）委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

（2）運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。

また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

（3）投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

（4）成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[会計方針の変更]

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の利益剰余金期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち、当事業年度に係る比較情報については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

この変更による財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

（1）概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（２）適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は軽微であります。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

*1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物付属設備	50,917千円	53,963千円
器具備品	21,616千円	26,728千円
計	72,534千円	80,691千円

（損益計算書関係）

*1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	850,001	114,865	2020年3月31日	2020年6月30日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	3,200,004	432,433	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
1年以内	63,443	64,579
1年超	31,721	295,723
合計	95,165	360,303

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	31,316	31,316	-
資産計	31,316	31,316	-

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	28,963	28,963	-
資産計	28,963	28,963	-

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	96	21,550	-
合計	-	96	21,550	-

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	91	19,603	-
合計	-	91	19,603	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

投資信託については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用しております。なお、貸借対照表における当該投資信託の金額は28,963千円であります。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（2021年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	21,550	20,000	1,550
小計	21,550	20,000	1,550
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,766	10,100	333
小計	9,766	10,100	333
合計	31,316	30,100	1,216

当事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	10,192	10,000	192
小計	10,192	10,000	192
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	18,770	19,767	996
小計	18,770	19,767	996
合計	28,963	29,767	803

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	10,096	-	335

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）
 該当事項はありません。

（持分法損益等）
 該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	10,911千円	9,845千円
未払事業税	76,285千円	-
その他有価証券評価差額金	102千円	305千円
資産除去債務	7,697千円	7,772千円
繰延税金資産小計	94,996千円	17,922千円
評価性引当額（注）	94,996千円	17,922千円
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
還付事業税	-	582千円
その他有価証券評価差額金	474千円	59千円
固定資産（除去費用）	221千円	0千円
繰延税金負債合計	696千円	641千円
繰延税金負債の純額	696千円	641千円

（注）評価性引当額が77,073千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が76,285千円減少したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
評価性引当額の増減	1.0%	3.1%
特別税額控除	2.8%	-
その他	0.2%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%	27.6%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
--	--

期首残高	24,894千円	25,137千円
時の経過による調整額	242千円	245千円
期末残高	25,137千円	25,382千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

委託者報酬	3,039,151千円
運用受託報酬	1,392,773千円
投資助言報酬	5,415千円
成功報酬	2,243,791千円
顧客との契約から生じる収益	6,681,132千円
その他の収益	180,444千円
外部顧客への売上高	6,861,576千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	6,000,778	3,748,014	10	21,253	9,770,057

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,257,570	2,418,146	5,415	180,444	6,861,576

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
6,063,650	3,580,289	126,117	9,770,057

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
4,532,433	2,031,494	297,649	6,861,576

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	3,580,289	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント （香港）カンパニー・リミテッド	2,031,494	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	（被所有） 直接・ 100％	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
-----	------------	-----	--------------------------	---------------	-------------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	(株)シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社 支配・管理	(被所有) 直接・ 100%	持株会社形式の子会社 支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社 未払金	4,950
-----	-----------------------------	---------	---------	--------------	----------------------	------------------------	-------------	--------	-------------	-------

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- 取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社
前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 及び 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	3,580,289	未収運用 受託報酬	2,026,758

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッド	香港	50万 香港ドル	投資 運用業 及び 投資信託 事務委託業	-	投資一任 契約 役員の 兼任	運用受託 報酬の 受取(注)	2,031,494	未収運用 受託報酬	706,700

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

- シンプレクス・アセット・マネジメント・(香港)・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
- 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに

上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）		当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）	
1株当たり純資産額	689,552円76銭	1株当たり純資産額	500,250円09銭
1株当たり当期純利益金額	499,917円42銭	1株当たり当期純利益金額	243,347円25銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当事業年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
当期純利益	3,699,388千円	1,800,769千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,699,388千円	1,800,769千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
		金 額	
(資産の部)			
流動資産			
1 現金・預金			1,898,721
2 顧客分別金信託			100
3 前払費用			35,751
4 未収委託者報酬			443,386
5 未収運用受託報酬			577,554
6 未収投資助言報酬			1,925
7 その他			147,338
流動資産計			3,104,778
固定資産			
1 有形固定資産			12,796
(1)建物付属設備	*1	4,676	
(2)器具備品	*1	8,120	
2 無形固定資産			652
(1)電話加入権		652	
3 投資その他の資産			105,101
(1)投資有価証券		29,549	
(2)長期差入保証金		74,663	
(3)長期前払費用		888	
固定資産計			118,550

資産合計		3,223,328

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
		金 額	
(負債の部)			
流動負債			
1 預り金			94,676
2 未払金			110,146
3 関係会社未払金			4,950
4 未払費用			32,075
5 未払法人税等			511,586
6 未払消費税等			50,563
7 前受金			71,224
流動負債計			875,222
固定負債			
1 資産除去債務			25,506
2 繰延税金負債			229
固定負債計			25,735
負債合計			900,957
(純資産の部)			
株主資本			
1 資本金			370,000
2 利益剰余金			
(1)利益準備金	92,500		
(2)その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	1,860,221		
利益剰余金計			1,952,721
株主資本計			2,322,721
評価・換算差額等			
1 その他有価証券評価差額金			350
評価・換算差額等計			350
純資産合計			2,322,370
負債・純資産合計			3,223,328

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	期別	当中間会計期間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月30日)	
		金 額	
営業収益			
委託者報酬			1,848,294
運用受託報酬			980,126
投資助言報酬			3,452

その他営業収益	100,094
営業収益計	2,931,968
営業費用	229,151
一般管理費	*1 1,274,948
営業利益	1,427,868
営業外収益	
受取利息	7
受取配当金	0
為替差益	71,989
還付加算金	606
営業外収益計	72,603
経常利益	1,500,472
税引前中間純利益	1,500,472
法人税、住民税及び事業税	481,041
法人税等調整額	582
中間純利益	1,020,012

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
			繰越利益 剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,240,213	3,332,713	3,702,713	863	3,701,850
当中間期変動額							
剰余金の配当	-	-	2,400,005	2,400,005	2,400,005	-	2,400,005
中間純利益	-	-	1,020,012	1,020,012	1,020,012	-	1,020,012
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-	512	512
当中間期変動額合計	-	-	1,379,992	1,379,992	1,379,992	512	1,379,479
当中間期末残高	370,000	92,500	1,860,221	1,952,721	2,322,721	350	2,322,370

重要な会計方針

期 別	第 24 期 中 間 会 計 期 間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月 30日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び 評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 10年～18年

器具備品 3年～15年

（２）無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（３年又は５年）に基づく定額法を採用しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年2回受取ります。

(4) 成功報酬

成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

会計方針の変更

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 24 期 中 間 会 計 期 間 末 2022年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	54,285千円
器具備品	27,953千円

（中間損益計算書関係）

第 24 期 中 間 会 計 期 間 (自 2022年4月 1日 至 2022年9月 30日)	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,167千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間増加 株式数	当中間会計期間減少 株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	7,400	-	-	7,400
合計	7,400	-	-	7,400

2. 配当に関する事項

（1） 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	2022年3月31日	2022年6月30日

（リ - ス取引関係）

第 24 期 中 間 会 計 期 間 末 (2022年9月 30日)	
1. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
一年以内	65,716千円
一年超	262,865千円
合計	328,581千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（2022年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	29,549	29,549	—
資産計	29,549	29,549	—

(注) 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	9,233	-	9,233
合計	-	9,233	-	9,233

() 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。中間貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券20,315千円であります。なお、期首残高から中間期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 其他有価証券

第24期中間会計期間末（2022年9月30日）

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,219	19,470	748
小計	20,219	19,470	748
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,329	10,200	870
小計	9,329	10,200	870
合計	29,549	29,670	121

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第24期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	25,382千円
時の経過による調整額	123千円
当中間会計期間の期末残高	25,506千円

（収益認識関係）

第 24 期 中 間 会 計 期 間

（自 2022年4月 1日

至 2022年9月 30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

委託者報酬	1,493,818千円
運用受託報酬	968,597千円
投資助言報酬	3,452千円
成功報酬	366,005千円
顧客との契約から生じる収益	2,831,874千円
その他の収益	100,094千円
外部顧客への売上高	2,931,968千円

（セグメント情報等）

第24期中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,848,294	980,126	3,452	100,094	2,931,968

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	香港	その他	合計
2,076,167	563,036	292,764	2,931,968

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港） カンパニー・リミテッド	563,036	投資運用・顧問業

(注) 委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 24 期 中 間 会 計 期 間
(自 2022年4月 1日
至 2022年9月 30日)

1株当たり純資産額	313,833円91銭
1株当たり中間純利益金額	137,839円59銭

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益	1,020,012千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,020,012千円
期中平均株式数	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 米 永 隆 司 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に

際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月27日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 米 永 隆 司
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年3月22日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証マザーズE T Fの2022年7月9日から2023年1月8日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東証マザーズE T Fの2023年1月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2022年7月9日から2023年1月8日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。